

住宅リフォームされる方へ支援します

町内の住宅関連業者を活用して、住宅をリフォームされる方へ費用の一部を支援します。

【補助対象者】

- 清里町に住所を有する者
- リフォームを行う住宅の所有者であり、現に居住し、リフォーム後もその住宅に居住する者であること
- リフォームを行う住宅の所有者全員及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していないこと



【補助対象住宅】

- 町内に存する住宅であること
- リフォームの着手時において建築後5年を経過していること
- 町内の施工業者が工事を行うこと
- リフォームに要する費用（消費税を除く）が50万円以上であること
- リフォームが年度末までに完了すること

【施工業者】

清里町商工会の会員であり、町内に独立した事業所を有し、住宅に関連する業を営む者

【補助対象工事】

- 増築工事（既存の住宅部分のない場所に、新たに住宅部分を建築する工事）
- 改築工事（既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事）
- 改修工事（人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた工事、住宅の主要構造部の改修工事）

【対象費用に含まないもの】

- 住宅改修を伴わない内装工事
- 住宅改修を伴わない家電・設備機器工事
- 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要した費用
- 外構にかかる融雪設備、散策路、庭、花壇等の施工に要した費用

【交付金額】

- リフォームに要する費用の3分の1以内の額とし、助金額は30万円を上限とする
- 千円未満は切り捨てする
- 同一住宅及び同一人物について1回限りの支援とする